

地域を支える
集落支援員を追加募集します



地域、集落の実情や課題をより具体的にすることで、活性化対策を推進するため、集落支援員を追加募集します。

【募集人数】 東祖谷、西祖谷山村、山城町、池田町、井川町、三野町の各地区に1人ずつ、合計6人を募集します。

- 【業務内容】 地域の実情に応じ、主に次の業務に従事していただきます。
- ① 三好市集落支援包括事業の周知、取り次ぎ。
 - ② 集落の巡回、状況把握および課題分析。
 - ③ 地域団体等との協議、話し合いの場づくり。
 - ④ 市民と行政との連絡調整。
 - ⑤ 地域活力の維持および集落の活性化。
 - ⑥ 空き家調査。
 - ⑦ 移住支援。
 - ⑧ その他、集落の維持、活性化に必要と認めるもの。

【募集対象】 次の条件をすべて満たす方とします。

- ① 年齢性別を問いません。
- ② 地域の実情に精通し、地域づくりへの関心の高い方。
- ③ 市民と協力しながら、集落を元気にするために意欲的に行動できる方。
- ④ 心身ともに健康で誠実に業務を行うことができる方。
- ⑤ 普通自動車免許を有している方。
- ⑥ パソコン（ワード、エクセル、メールなど）の一般的な操作ができる方。

【勤務時間】 週31時間程度

【雇用形態・期間】 市の嘱託職員として採用。平成25年7月1日から平成26年3月31日まで。最長3年まで再任あり。

【賃金等】 月額144,500円、三好市の嘱託職員となり社会保険（健康保険・厚生年金・雇用保険）に加入します。

【休日・休暇】 日曜日、土曜日、国民の祝日、12月29日（1月3日まで）の間

【応募方法】 三好市集落支援員応募申込書「様式1号（1）（2）」を記入し、写真添付のうえ、次の応募先まで送付ください。

なお、職務の経歴については詳細にご記入願います。申込書に書ききれないときは、任意の別紙にて作成し、添付してください。申込書は市ホームページよりダウンロードしていただくか、地域振興課までご連絡いただければ郵送いたします。

【審査方法】 書面審査および面接

【募集期限】 平成25年5月31日（金）まで

お問い合わせ・応募先
〒778-8501 徳島県三好市池田町シンマチ1500-2
三好市役所企画財政部地域振興課
電話 72-7649 FAX 72-7202

山城公民館 社会教育実技講座
- 健康促進実技講座 -

公民館講座の受講生を募集します。受講料は無料です。

【前期日時】

6月10日～7月8日
毎週月曜日（全5回）

バランスボール体操 ▶ 13時～14時

サーキットレーニングで脂肪燃焼 ▶ 14時～15時

【後期日時】

10月7日～11月18日 毎週月曜日（ただし、10月14日、11月4日を除く全5回）

タオルストレッチ体操 ▶ 13時～14時

スロージョギングで脂肪燃焼 ▶ 14時～15時

【受講対象者】 三好市内在住の方

【募集定員】 20名

【場所】 山城公民館 大ホール・トレーニング室

【指導講師】 OK スポーツクラブ協町

山崎 俊輔さん（健康運動指導士）

【その他】 日程や準備物など詳細については、後日ご連絡いたします。

【申込方法】 電話またはファックスで山城公民館へお申し込みください。（定員に達し次第締切）

【お申し込み・お問い合わせ先】

山城公民館（☎ 86-1135）（FAX 76-6002）



平成 26 年成人式
企画運営委員募集

平成 26 年三好市成人式の企画・運営する企画運営委員を募集します。自分たちの手で思い出に残る成人式を作りませんか。



【対象】 平成 5 年 4 月 2 日～平成 6 年 4 月 1 日までに生まれた方で成人式の企画運営に興味のある方

【募集数】 20 名～30 名程度

【役割】 成人式企画運営委員会に参加し、成人式に係る事項を協議する。当日の成人式を運営する。

【応募方法】 三好市教育委員会・生涯学習課まで電話またはファックス、Eメールで下記問い合わせ先までお願いします。ファックス、メールで申し込みの場合は、件名を「成人式企画運営委員の応募」とし、本文に氏名（フリガナ）・住所・自宅の電話番号・昼間連絡が取れる連絡先（携帯電話番号など）・出身中学校を明記してください。

【お申し込み・お問い合わせ先】 三好市教育委員会生涯学習課（☎ 72-3900、FAX 72-3916、Eメール shougaigakushuu@city.tokushima-miyoshi.lg.jp）

三好市情報公開
実施状況



三好市情報公開条例は、市政に関する情報の提供や公表、審議会の会議の公開などとあわせて、公文書開示制度により、情報公開の推進について規定しています。情報公開制度が適正に運営されていることをお知らせするために、年1回この制度の利用状況を公表しています。

期間▶平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日

【情報公開】

1. 公開請求の件数▷23 件
2. 公開請求に対する公開・非公開決定件数▷公開 7 件・部分公開 16 件・非公開 4 件
3. 異議申し立ての件数▷0 件
4. その他必要事項▷該当なし

【個人情報】

1. 開示の請求件数、開示および非開示などの決定件数▷請求 0 件、開示 0 件
2. 訂正の請求件数および決定件数▷該当なし
3. 是正の申出件数および処理の件数▷該当なし
4. 不服申立ての内容および件数▷該当なし
5. 事務の外部委任、目的外利用および外部提供の状況▷1 件

【お問い合わせ先】 三好市総務課（☎ 72-7600）

三好市商店会等活性化支援
補助金事業の募集について

三好市では、地域の商業活性化を目的に、平成 25 年度も「三好市商店会等活性化支援補助金事業」を実施します。三好市内の商工会、商工会議所に参加している小規模事業所で組織する商業団体が商業振興のために行うソフト事業の実施に係る経費の一部を補助します。

希望される団体などの方々は、5月31日までに商工政策課までお申し込みください。応募多数の場合は、補助金額の減額、調整をさせていただく場合があります。

【補助金の交付額（千円未満切捨）】

- 事業費が 600 千円未満の場合
補助率▷2/3、補助金の上限▷300 千円
- 事業費が 600 千円以上の場合
補助率▷1/2、補助金の上限▷500 千円
- 事業費が 1,000 千円以上かつ団体を組織する会員数が 50 を超える以上の場合
補助率▷1/2、補助金の上限▷1,000 千円

【お問い合わせ先】 三好市商工政策課（☎ 72-7645）



池田地区体育施設

● 池田総合体育館

使用区分		使用料（1時間につき）		
メインアリーナ	全面使用	スポーツ	1,800円	
		スポーツ以外	6,400円	
		営利目的	12,800円	
部分使用	床面の1/3以下を使用する場合	全面使用の使用料に1/3を乗じた額		
		床面の1/2以下を使用する場合	全面使用の使用料に1/2を乗じた額	
			床面の1/2を超え2/3以下を使用する場合	全面使用の使用料に2/3を乗じた額
空調機（使用面積に関係なく一律とする）		スポーツ	2,500円	
サブアリーナ		スポーツ	500円	
		スポーツ以外	3,200円	
空調機		営利目的	6,400円	
		営利目的	6,400円	
第1会議室（冷暖房施設使用料含む）		スポーツ	1,500円	
第2会議室（冷暖房施設使用料含む）		スポーツ以外	3,000円	
小会議室（冷暖房施設使用料含む）		非営利目的	700円	
		営利目的	1,400円	
		非営利目的	300円	
		営利目的	600円	
個人利用	トレーニング室 （小学生以下は使用不可）	中学生	1回につき200円 回数券（11枚綴り）2,000円	
		一般および高校生以上	1回につき300円 回数券（11枚綴り）3,000円	
		卓球（人数・年齢を問わず）	1台 1回につき300円	
		バドミントン（人数・年齢を問わず）	1面 1回につき500円	
その他設備	照明設備（ボーダーライト、スポットライト、アッパーホリゾンライト、ローアホリゾンライト、フットライト）	スポーツ	それぞれ1式につき500円	
		スポーツ以外	それぞれ1式につき1,000円	
	電光掲示板	スポーツ	1式につき500円	
		スポーツ以外	1式につき1,000円	

● 吉野川運動公園

使用区分		使用料（1時間につき）	
池田球場	グラウンド	非営利目的	800円
		営利目的	1,600円
		営利目的	750円
夜間照明（全点灯のみとする）		非営利目的	1,500円
運動場	全面使用	非営利目的	800円
		営利目的	1,600円
		運動場の1/2以下を使用する場合	全面使用の使用料に1/2を乗じた額

● 箸蔵近隣公園

区分		使用料（1時間につき）	
運動場	全面使用	非営利目的	300円
		営利目的	600円
夜間照明		非営利目的	400円
		営利目的	800円
庭球場（壁打ちコート含む）		非営利目的	300円
		営利目的	600円
ゲートボール場		非営利目的	100円
		営利目的	200円

● 新山多目的広場

使用区分	使用料（1時間につき）	
全面使用	非営利目的	400円
	営利目的	800円

● 池田一中運動場

使用区分	使用料（1時間につき）	使用区分	使用料（1時間につき）		
運動場	非営利目的	400円	全面使用	非営利目的	無料
	営利目的	800円		営利目的	200円
夜間照明	非営利目的	400円	夜間照明	非営利目的	250円
	営利目的	800円		営利目的	500円

● 池田一中体育館

使用区分	使用料（1時間につき）	
全面使用	非営利目的	800円
	営利目的	1,600円
床面の1/2以下を使用する場合	全面使用の使用料に1/2を乗じた額	

● 池田一中武道場

使用区分	使用料（1時間につき）	
全面使用	非営利目的	200円
	営利目的	400円
床面の1/2以下を使用する場合	全面使用の使用料に1/2を乗じた額	

● 洞草運動場

使用区分	使用料（1時間につき）
全面使用	非営利目的 無料
夜間照明	非営利目的 250円
	営利目的 500円

山城・西祖谷地区体育施設

● 山城総合グラウンド

使用区分		使用料（1時間につき）	
野球場	グラウンド	非営利目的	600円
		営利目的	1,200円
	夜間照明	非営利目的	700円
		営利目的	1,400円
運動場	非営利目的	400円	
管理棟	非営利目的	800円	
	営利目的	300円	
	営利目的	600円	

● 西祖谷多目的広場

使用区分		使用料（1時間につき）	
多目的広場	グラウンド	非営利目的	200円
		営利目的	400円
	夜間照明	非営利目的	200円
		営利目的	400円
管理棟（他の施設と同時使用の場合は無料）	会議室	非営利目的	300円
		営利目的	600円

● 大野体育館

使用区分	使用料（1時間につき）	
全面使用	非営利目的	800円
	営利目的	1,600円
床面の1/2以下を使用する場合	全面使用の使用料に1/2を乗じた額	

● 西祖谷一宇運動公園

区分		使用料（1時間につき）	
運動場	グラウンド	非営利目的	300円
		営利目的	600円
	夜間照明	非営利目的	400円
		営利目的	800円
体育館	全面使用	非営利目的 800円	
	床面の1/2以下を使用する場合	全面使用の使用料に1/2を乗じた額	
テニスコート	1面使用	非営利目的	200円
		営利目的	400円
	2面使用の場合	非営利目的	200円
		営利目的	400円

三野地区体育施設

● 三野グラウンド

使用区分		使用料（1時間につき）		
		平成25年 7月1日～	平成26年 4月1日～	平成27年 4月1日～
全面使用	非営利目的	200円	300円	400円
	営利目的	400円	600円	800円
夜間照明	非営利目的	400円	600円	800円
	営利目的	800円	1,200円	1,600円
競技場の1/2以下を使用する場合		全面使用の使用料に1/2を乗じた額		

● 三野体育館

使用区分		使用料（1時間につき）		
		平成25年 7月1日～	平成26年 4月1日～	平成27年 4月1日～
アリーナ	全面使用	スポーツ	500円	800円
		スポーツ以外	1,800円	2,800円
		営利目的	3,500円	5,600円
アリーナ	床面の1/2以下を使用する場合	全面使用の使用料に1/2を乗じた額		
		アリーナ空調機を使用する場合（使用面積に関係なく一律とする）		
第1会議室（冷暖房施設使用料含む）		スポーツ	2,000円	/
		スポーツ以外	4,000円	
第2会議室（冷暖房施設使用料含む）		非営利目的	300円	/
		営利目的	600円	
個人利用		非営利目的	400円	/
		営利目的	800円	
個人利用	トレーニング室 （小学生以下は使用不可）	中学生	1回につき150円 回数券（11枚綴り）1,500円	/
		一般および高校生以上	1回につき200円 回数券（11枚綴り）2,000円	

● 三野テニスコート

使用区分		使用料（1時間につき）		
		平成25年 7月1日～	平成26年 4月1日～	平成27年 4月1日～
1面使用	非営利目的	100円	150円	500円
	営利目的	200円	300円	1,000円
2面使用の場合		1面使用の使用料に2を乗じた額		
夜間照明	非営利目的	200円	/	
	営利目的	400円		
（使用面数に関係なく一律とする）				

● 屋内ゲートボール場「すばやく三野」

使用区分	使用料（1時間につき）	
1面使用	グラウンド	非営利目的 400円
	夜間	営利目的 800円
	照明	非営利目的 200円
		営利目的 400円
2面使用の場合	1面使用の使用料に2を乗じた額	

● 三野サッカー場

使用区分	使用料（1時間につき）	
全面使用	非営利目的	600円
	営利目的	1,200円

井川地区体育施設

● 井川グラウンド

使用区分	使用料（1時間につき）	
サッカー場	非営利目的	400円
	営利目的	800円
グランドゴルフ場	非営利目的	200円
	営利目的	400円
アーチェリー場	非営利目的	200円
	営利目的	400円

● 井川多目的交流施設

使用区分	使用料（1時間につき）	
全面使用	非営利目的	200円
	営利目的	400円

● 井川体育館

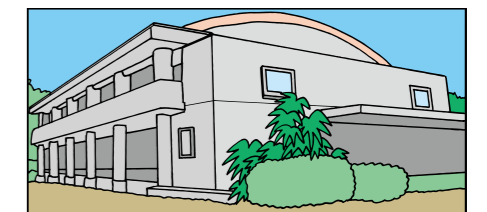
使用区分	使用料（1時間につき）	
全面使用	非営利目的	800円
	営利目的	1,600円
床面の1/2以下を使用する場合	全面使用の使用料に1/2を乗じた額	

● 井川柔剣道場

使用区分	使用料（1時間につき）	
全面使用	非営利目的	200円
	営利目的	400円
床面の1/2以下を使用する場合	全面使用の使用料に1/2を乗じた額	

● 井川屋内ゲートボール場

使用区分	使用料（1時間につき）	
全面使用	非営利目的	200円
	営利目的	400円



先般の3月議会において、三好市社会体育施設条例が一部改正されましたので、その内容をお知らせします。今回の改正では、施設ごとに異なっていた料金体系について、施設の設備や広さなどを考慮したうえで、時間単位での使用料に統一し、施設間で均衡のとれた料金になるよう設定しました。また、市民以外の方が使用する場合の料金についても、同一金額としました。

お問い合わせ先 三好市スポーツ健康課 ☎72-3917

三好市体育施設の使用料が変わります

7月1日から

